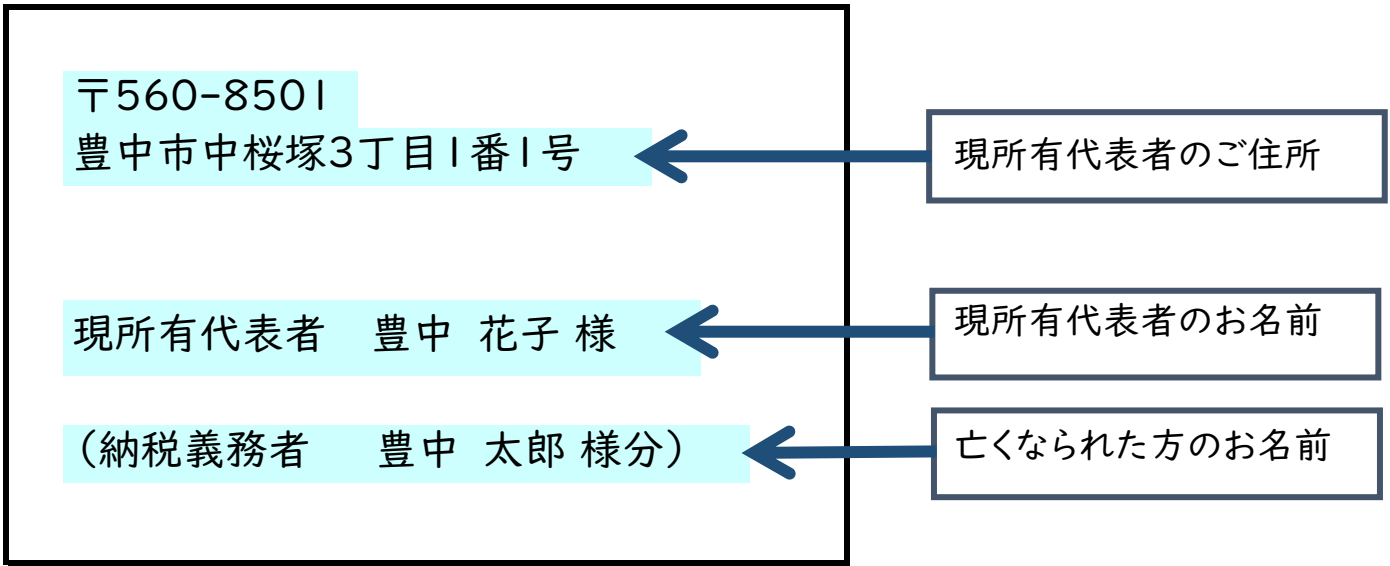


「相続人代表者指定届 兼 現所有(代表)者届」を提出していただくと
翌年度から下記のように納税通知書を変更いたします。



相続登記のお願い

固定資産税課では不動産の名義変更はできません。
法務局において相続登記の手続きをする必要があります。
詳しくは大阪法務局池田出張所にご相談ください。

